

1. 日本商品先物取引協会について

1 組織

商品先物取引法（以下「法」という。）第 245 条の規定により、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可を受けた法人。

2 目的

会員及び商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

3 会員

法に基づき主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣）の許可を受けた商品先物取引業者を会員とする。

4 協会の主な事業

(1) 自主規制

商品デリバティブ取引に参加する顧客の保護を図るため、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うにあたり、その一層の適正化を促進させる事業。

具体的には、商品先物取引法令はもとより、商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者としてなすべきこと、してはならないことを自主規制ルールとして定め、会員及び会員である所属商品先物取引業者を通じて商品先物取引仲介業者に、これらを遵守させること。そのため、法その他の関係法令又は自主規制ルールに違反した会員（商品先物取引仲介業者の違反に関しては所属商品先物取引業者である会員の監督責任を含む。）又は会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等に対しては、指導、勧告又は制裁（処分）を行う。

(2) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の商品取引受託業務に関する苦情・紛争の解決

会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの相談や苦情の申出について、その円滑な解決を図る。

また、商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者と顧客との間における紛争が生じた場合には、仲介（あっせん・調停）を行い、迅速かつ適正な解決に努める。

(3) 商品取引事故確認の確認申請等の実施

商品先物取引法施行規則第 103 条の 4 に基づき、会員（商品先物取引仲介業者を含む。）

が、本会を經由して主務大臣へ商品取引事故の確認申請を行う場合の点検等を行い、その適正な運営を図る。

具体的には、商品取引事故の点検等及び商品取引事故の確認申請手続き等に関する社内管理体制の整備とその適切な運営を推進し、当該事業の円滑な運営を図るとともに、商品取引責任準備金の積立て、取崩し等について自主的な管理の適正化を図る。

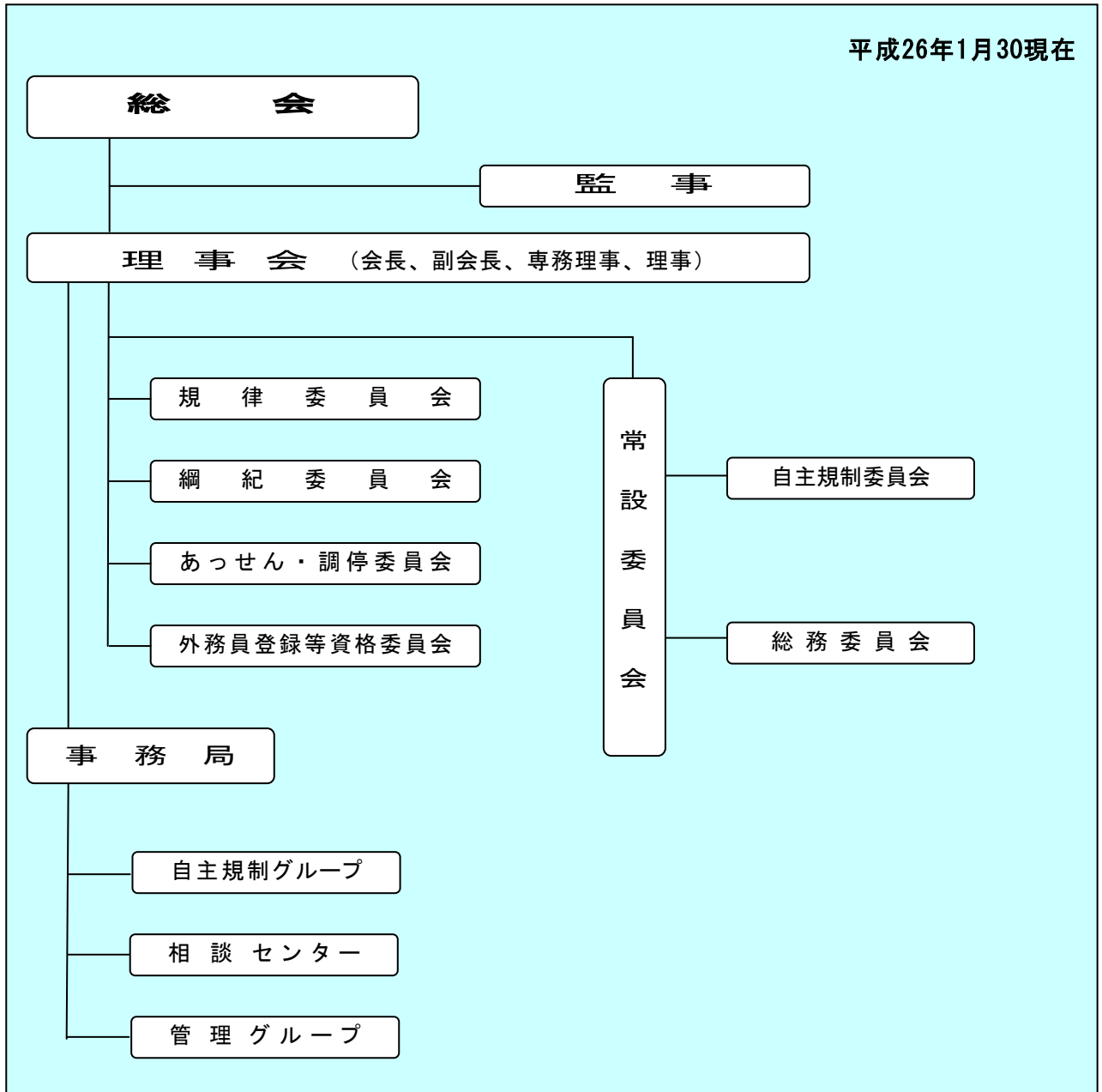
(4) 外務員の登録及び資格試験等の実施

主務大臣からの委任を受けて、協会に所属する会員の役員又は使用人及び会員に所属する商品先物取引仲介業者の役員又は使用人についての登録を行うとともに、外務員の登録を受けようとする者に対し、外務員に必要とされる知識について、外務員登録資格試験を実施するとともに外務員の登録の更新等を受けようとする者に対し必要な知識を与えるための講習会を開催する。また、会員の役員又は使用人及び会員に所属する商品先物取引仲介業者の役員又は使用人に対し、研修等を行い資質の向上を図る。

5 機関

- (1) 総 会・・・協会の最高の意思決定機関であり、通常総会と臨時総会がある。
- (2) 理事会・・・11人以上15人以内の理事をもって構成し、**公益理事が過半数**を占める。
- (3) 監 事・・・監事3名をもって構成し、**公益監事が過半数**を占め、協会の事務を監査する。
- (4) 常設委員会
 - ① 自主規制委員会（会員外の委員が過半数）
 - ② 総務委員会
- (5) 規律委員会（会員外の委員が過半数）
- (6) 綱紀委員会（会員外の委員が過半数）
- (7) あっせん・調停委員会
- (8) 外務員登録等資格委員会
- (9) 事務局

2. 組 織 図



3. 会 員 名 簿

平成 26 年 7 月 4 日現在 51 社

[国内：国内商品市場取引 外国：外国商品市場取引 店頭：店頭デリバティブ取引]

国内	外国	店頭	会 員 名
○			I S証券(株)
		○	あい証券(株)
		○	I G証券(株)
		○	(株)あおぞら銀行
○			(株)アステム
○			(株)アルフィックス
		○	e f x . c o m(株)
○			今村証券(株)
	○		インタラクティブ・ブローカーズ証券(株)
		○	F X C M ジャパン証券(株)
○			E V O L U T I O N J A P A N (株)
○	○	○	岡 地(株)
○	○	○	岡藤商事(株)
○	○		岡安商事(株)
○			カネツ商事(株)
○			(株)共和トラスト
○	○	○	クレディ・スイス証券(株)
○			K O Y O 証券(株)
○			(株)コムテックス
		○	サクソバンク F X 証券(株)
○		○	(株)さくらインベスト
○			サンワード貿易(株)
		○	G M O クリック証券(株)
○			J P アセット証券(株)
	○	○	J P モルガン証券(株)
○			新日本商品(株)
○			セントラル商事(株)
○			第一商品(株)
○	○		大起産業(株)
		○	(株)D M M . c o m 証券
		○	東岳証券 (株)
	○	○	豊田通商マーケッツジャパン (株)
○	○	○	日産センチュリー証券 (株)
○			日本ユニコム(株)
○	○	○	ニューエッジ・ジャパン証券(株)
○	○		フィリップ証券 (株)
○			(株)フジトミ
○			フジフューチャーズ(株)
○			プレミアム証券(株)

国内	外国	店頭	会 員 名
○			北辰物産(株)
		○	(株)北陸銀行
	○		松井証券(株)
		○	(株)マネーパートナーズ
		○	(株)みずほ銀行
		○	(株)三井住友銀行
		○	(株)三菱東京UFJ銀行
		○	モルガン・スタンレーMUFG証券(株)
○		○	(株)UHG
○	○		豊 商事(株)
○	○		楽天証券(株)
○			ローズ・コモディティ(株)
32社	14社	24社	

4. 役員名簿

(理事14名・監事3名)

平成26年6月26日現在

役職	氏名	摘要
会長	荒井史男	弁護士
副会長	二家勝明	日本ユニコム(株) 代表取締役会長
副会長	守田猛	会員外
専務理事	杉田定大	日本商品委託者保護基金 専務理事
理事	天坂春敏	(株)時事通信社 元取締役
理事	稲垣隆一	弁護士
理事	宇佐美洋	多摩大学大学院 教授
理事	江崎格	(株)東京商品取引所 代表執行役社長
理事	岡地和道	岡地(株) 代表取締役社長
理事	梶山敬士	弁護士
理事	多々良實夫	豊商事(株) 代表取締役会長
理事	玉置正人	(株)三菱東京UFJ銀行執行役員市場企画部長
理事	升田純	中央大学法科大学院教授・弁護士
理事	三村光代	(株)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問
監事	木下恵嗣	公認会計士・税理士
監事	中島義則	弁護士
監事	細金英光	(株)フジトミ 代表取締役社長

5. 委員会名簿

平成26年7月25日現在

1. 常設委員会

(1) 自主規制委員会（定数：7名～13名、現員：13名）

役職	氏名	摘要
委員長	荒井史男	協会会長（弁護士）
副委員長	升田純	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
委員	稲垣隆一	協会理事（弁護士）
委員	尾崎安央	早稲田大学大学院法学学術院教授
委員	河島毅	日本ユニコム(株)取締役
委員	河内隆史	明治大学法科大学院長・教授
委員	久保田彰	(株)三菱東京UFJ銀行市場営業部次長
委員	近藤益生	岡地(株)取締役管理本部長
委員	佐川浩	I G証券(株)コンプライアンス室マネージャー
委員	澤田純	岡藤商事(株)取締役営業管理部長
委員	梶山敬士	協会理事（弁護士）
委員	三村明彦	豊商事(株)管理本部コンプライアンス部長
委員	守田猛	協会副会長

(2) 総務委員会（定数：9名～15名、現員：12名）

役職	氏名	摘要
委員長	二家勝明	協会会員副会長（日本ユニコム(株)会長）
副委員長	多々良實夫	協会会員理事（豊商事(株)会長）
委員	岡地和道	協会会員理事（岡地(株)社長）
委員	岡本安明	岡安商事(株)会長
委員	木下恵嗣	協会監事（公認会計士・税理士）
委員	小池一弘	I G証券(株)社長
委員	清水清	カネツ商事(株)会長
委員	中島義則	協会監事（弁護士）
委員	西井謙一	(株)三菱東京UFJ銀行市場企画部次長
委員	古田省三	岡藤商事(株)会長
委員	細金英光	協会会員監事（(株)フジトミ社長）
委員	三村光代	協会理事（(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問）

2. 規律委員会（定数：7名～13名、現員：8名）

役職	氏名	摘要
委員長	荒井史男	協会会長（弁護士）
副委員長	升田純	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
副委員長	二家勝明	協会会員副会長（日本ユニコム(株)会長）
委員	稲垣隆一	協会理事（弁護士）
委員	江崎格	協会理事（(株)東京商品取引所社長）
委員	岡地和道	協会会員理事（岡地(株)社長）
委員	梶山敬士	協会理事（弁護士）
委員	多々良實夫	協会会員理事（豊商事(株)会長）

3. 綱紀委員会（現員：9名）

役職	氏名	摘要
委員長	天坂春敏	協会理事（元㈱時事通信社取締役）
委員	稲垣隆一	協会理事（弁護士）
委員	高井康行	弁護士
委員	高木賢	弁護士
委員	多々良實夫	協会会員理事（豊商事㈱会長）
委員	二家勝明	協会会員副会長（日本ユニコム㈱会長）
委員	細金英光	協会会員監事（㈱フジトミ社長）
委員	守田猛	協会副会長
委員	山崎宏征	弁護士

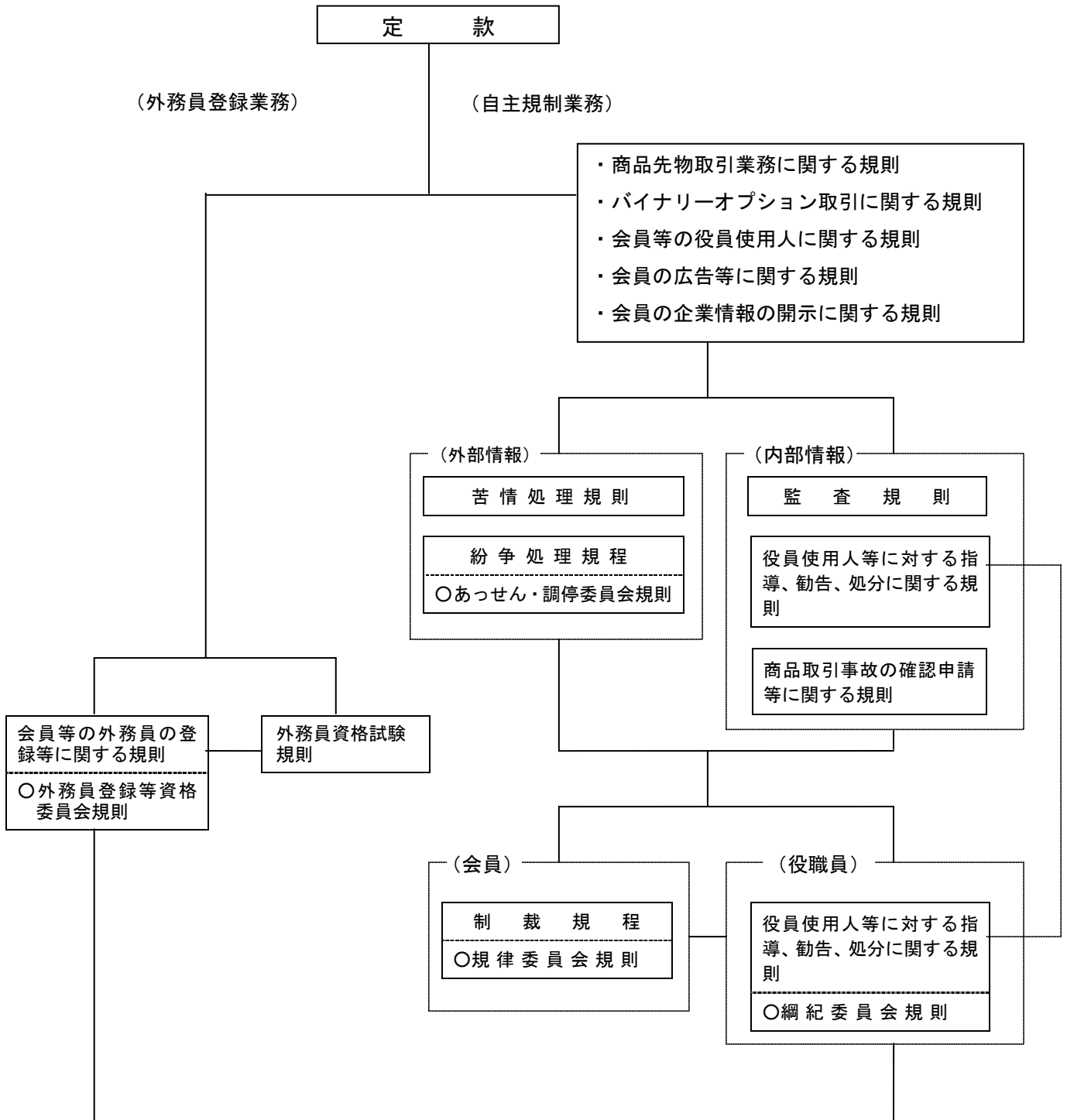
4. あっせん・調停委員会（現員：23名）

役職	氏名	摘要
<u>関東地区</u>		
委員	饗庭靖之	弁護士
委員	石山卓磨	弁護士
委員	大宮正	弁護士
委員	小林孝一	弁護士
委員	小宮山澄枝	弁護士
委員	高井康行	弁護士
委員	高木賢	弁護士
委員	畑中鐵丸	弁護士
委員	平出まや	弁護士
委員	八代徹也	弁護士
委員	山崎宏征	弁護士
委員	吉野高	弁護士
<u>中部地区</u>		
委員	大場民男	弁護士
委員	川原誠	元名古屋高裁部総括判事
委員	鈴木和明	弁護士
委員	西川正志	弁護士
委員	平野曜二	弁護士
<u>関西地区</u>		
委員	石橋伸子	弁護士
委員	上原理子	弁護士
委員	土谷明	弁護士
委員	法常格	弁護士
委員	播磨政明	弁護士
委員	若林正伸	弁護士

5. 外務員登録等資格委員会 (定数：7名～11名、現員：7名)

役 職	氏 名	摘 要
委員長	河内隆史	明治大学法科大学院長・教授
副委員長	池本正純	専修大学教授
委員	石山卓磨	日本大学大学院法務研究科教授・弁護士
委員	宇佐美洋	協会理事（多摩大学大学院教授）
委員	小林孝一	関東学院大学法学部教授・弁護士
委員	野田博	一橋大学教授
委員	山田廣己	京都産業大学法科大学院教授

6. 定款、諸規程、諸規則の関係図



7. 自主規制規則の概要

【自主規制規則】（定款第52条）※自主規制規則は自主規制委員会において審議され、理事会承認により効力を発する。

商品先物取引業務に関する規則

〔規則の趣旨〕

会員として、商品先物取引業務に関し、なすべき義務、してはならない行為等を規定し、これらの遵守により商品先物取引業務の一層の健全性、適正化を図る。

〔主要内容〕

- 顧客に対して誠実、公正な商品先物取引業務の遂行義務、再勧誘の禁止及び不招請勧誘の禁止を遵守するための基準の作成義務（第3条）、適合性原則の遵守義務と取引開始に係る基準の作成義務（第4条）
- 顧客に対する自己責任原則の理解と認識を得るために会員のなすべき義務（第5条）（「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」を踏まえ、適正な勧誘行為と説明義務の履行その他顧客に対する必要な情報の提供等）
- 顧客カードの整備（第6条）、契約締結前交付書面等の交付及び説明（第7条）、取引口座の開設（第8条）、取引の取扱い（第9条）、手数料の取り決め（第10条）、過度な取引の防止（第11条）、本人名義以外の取引の禁止（第12条）
- 商品先物取引業務に関する社内管理体制を整備し、役員及び使用人の営業活動の的確な把握（第13条）
- 顧客の疑義等の解明努力（第14条）、個人情報の保護（第15条）、勧誘方針の策定及び公表（第16条）、顧客に対する情報提供（第17条）
- 監督指針及び本会が別に定める留意事項等を踏まえ、第3条、第4条及び第11条に定める基準並びに第13条に定める管理体制に関する社内規則の制定と遵守義務、個人である顧客に関する取引開始に係る基準の公表（第18条）
- 協会の会員に対する商品先物取引業務の適正化のための指導、勧告、処分等の措置（第19条）
（※本会が別に定める留意事項等とは、「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」及び「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」）

バイナリーオプション取引に関する規則

〔規則の趣旨〕

個人顧客を相手方とする特定店頭商品オプション取引であるバイナリーオプション取引について、取引の内容、取引開始基準及び顧客管理等に関して遵守すべき事項を定めることにより、当該取引の業務の適正化を図る。

〔主要内容〕

- 本規則のほか、商品先物取引法その他関係法令、諸規則等の遵守（第3条）
- 取引期間（各銘柄で2時間以上）、取引価格の提示、権利行使価格の設定及び提示等（第4条～第9条）
- 取引開始に係る基準の作成（第12条）、投資可能資金額の範囲内での取引の管理（第14条）
- 広告等の適正な管理（第10条）、取引概要の公表（第11条）、取引説明書の交付及び説明、確認書の徴求（第13条）、取引停止の場合の取扱い（第15条）、取引結果の公表等（第16条）
- 社内規則の制定（第17条）

会員等の役員使用人に関する規則

〔規則の趣旨〕

会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人について、その服務基準及び会員の監督責任等を定めることにより役員及び使用人の一層の資質向上を図る。

〔主要内容〕

- 会員は商品先物取引業務を行うに相応しい者の採用及び不都合行為者の採用禁止等（第2条～第5条）
- 会員の役員使用人に対する指導監督の責任と役員使用人の禁止行為（第6条～第7条）
- 法令等の違反者に対する取扱い及び教育研修（第8条～第10条）
- 会員である所属商品先物取引業者からの商品先物取引仲介業者に対する役員使用人の管理（第11条）

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則

〔規則の趣旨〕

商品先物取引業務の実質的な実行者である会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対して協会が指導、勧告、処分を行うための手続き等を規定し、役員及び使用人の法令・諸規程等の遵守を確保する。

会員である所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員及び使用人については、当該会員とともに商品先物取引仲介業者に対しても調査や意見聴取等を行う。

〔主要内容〕

- 指導、勧告、処分（以下「指導等」）の審議・決定機関＝「綱紀委員会」（定款第46条）
綱紀委員会＝会長の直結機関
 - ・委員は学識経験者から3名以上及び会員代表者から2名以上を理事会の同意を得て会長が委嘱
 - ・事案ごとに委員長（学識経験者）のほか、学識経験者2名及び会員代表者2名を会長が指名
 - ・日常的な商品先物取引業務の適正な運営を機動的に監視する機関
- 指導等の種類及び措置（第5条～第7条）
指導、勧告、処分のそれぞれの対象行為と内容（何をしたら何を受けるのか）を規定
- 指導等にいたる手続き
（会員の役員及び使用人：第7条～第17条／商品先物取引仲介業者の役員及び使用人：第18条～第26条）
調査・事情聴取、審議、弁明の機会の付与、不服申立て、指導等の決定、不都合行為者の決定、会員への周知、処分の公示等を規定
- 指導、勧告については、綱紀委員会の決定により執行することができる。（第13条／第22条）
処分と決定した場合、役員及び使用人に正当な理由があれば不服申立てができる。（第15条／第24条）
- 処分の内容は、登録外務員とそうでない者で異なる。（第6条）
 - ・登録外務員
 - 2年以内の職務停止＝綱紀委員会決定（不服申立て無し又は却下）→ 会長が処分を執行
 - 不服申立て認定→ 理事会で再審（以下の不服申立て認定の場合も同じ）
 - 登録の取消＝綱紀委員会から外務員登録等資格委員会へ審議要請
 - 資格委員会で決定（不服申立て無し又は却下）→ 会長が処分を執行
 - ・非登録外務員
 - 5年以内の範囲で、外務員登録の拒否者とする。＝綱紀委員会決定
 - 不服申立て無し又は却下 → 会長が処分を執行

会員の広告等に関する規則

〔規則の趣旨〕

会員が行う商品先物取引業務に関する広告に関して、その表示の方法及び遵守すべき事項等を規定し、これらの履行により広告等の一層の適正化を図る。

〔主要内容〕

- 本規則における広告等の定義（第2条）
- 広告等を行うときの基本原則、表示義務、禁止行為（第3条～第5条）
- 社内審査による広告等の適正管理の義務、社内審査体制の整備（第6条～第7条）
- 本規則に違反した（又は違反するおそれのある）会員に対する取り扱い等（第8条）
- 本会による「広告等に関する指針」の制定（第9条）
- 会員の役員及び使用人の行う広告等の取り扱い（第10条）
- 会員である所属商品先物取引業者からの商品先物取引仲介業者に対する広告等の管理（第11条）

会員の企業情報の開示に関する規則

〔規則の趣旨〕

会員の企業情報の開示に関する必要事項等を規定することにより会員企業の経営の透明性を確保し、商品先物取引業務の信頼性の向上を図る。

〔主要内容〕

- 開示資料の作成及び開示（第2条）（「年次ディスクロージャー項目記載要領」及び「月次ディスクロージャー項目記載要領」に基づく開示資料の作成及び開示義務）
- 年次開示資料の有価証券報告書の代用、開示資料の修正及び開示、年次開示資料の提出及び開示等の義務、本会による開示資料の修正の請求等（第3条～第6条）
- 情報開示の適用除外（第7条）
- 本規則に違反した場合の制裁（第8条）（制裁規程に基づく制裁の実施）

8. 制裁規程の構図

【商品先物取引法】

商品先物取引法上の制裁規程に係る規定(法第253条)

協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

主務大臣の認可規程
(法第248条、第250条)

【自主規制】

【制裁対象行為】(第5条1号~4号)

法第253条で制裁規程に定めることとされている制裁対象行為

- ① 商品先物取引法、同法に基づく命令、同法に基づく主務大臣の処分に違反する行為があったとき
- ② 商品先物取引協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反する行為があったとき
- ③ 取引の信義則に反する行為があったとき
- ④ 商品先物取引仲介業者が前各号に該当する場合であって、その所属商品先物取引業者である会員が当該行為の発生を防止するのに必要な相当の注意を払わなかったとき

イ 不公正な取引又は商品先物取引業務を行うこと
ロ 商品先物取引業務の信用の保持を欠くこと
ハ 委託者等の保護に欠ける行為を行うこと
ニ 不注意又は怠慢な取引又は商品先物取引業務を行うこと

(自主規制)

その他の制裁対象行為 (第5条5号)

イ 定款、紛争処理規程、本規程その他本会の諸規則に基づく届け出、報告、資料の提出を、正当な理由なく、行わず、又は虚偽の届出、報告、資料の提出をしたとき

ロ 本会が行う調査又は監査を、正当な理由なく拒否し、妨げ又は忌避したとき

ハ その他会員の行為について本会が制裁に値すると認めたとき

[定款第55条に規定の制裁対象行為(制裁規程外)]

イ 本会の秩序を乱し、名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

ロ 本会の決議事項、指示、処分等に違反する行為

ハ 本会に納入、積立て又は預託をしなければならない金銭その他を、本会の定めるところにより納入、預託又は積立てをしないとき

ニ 本会の名称を無断で使用したとき

【制裁の種類】(第4条)

- (1) 譴責
- (2) 過怠金の賦課
(300万円~1億円以内)
- (3) 会員の権利の停止又は制限
(2)と併科もあり得る。
- (4) 除名

【制裁の審議・決定機関等】(第6条~第10条)

各決定機関において会員の弁明の機会を提供

規律委員会 → 7~13名で構成。会員外委員が過半数を占め、委員長は会員外委員に限定。ここで全ての案件を審議し、(1)又は(2)を決したときは会長に措置を要請。(1)又は(2)について、会員に正当な理由があれば不服申立てができる。

理事会 → 規律委員会の審議結果により会長の発議で審議。また規律委員会の決定に対する不服申立てに対する再審の場にもなる。

総会 → 規律委員会の審議結果により会長の発議で審議。

「規律委員会規則」

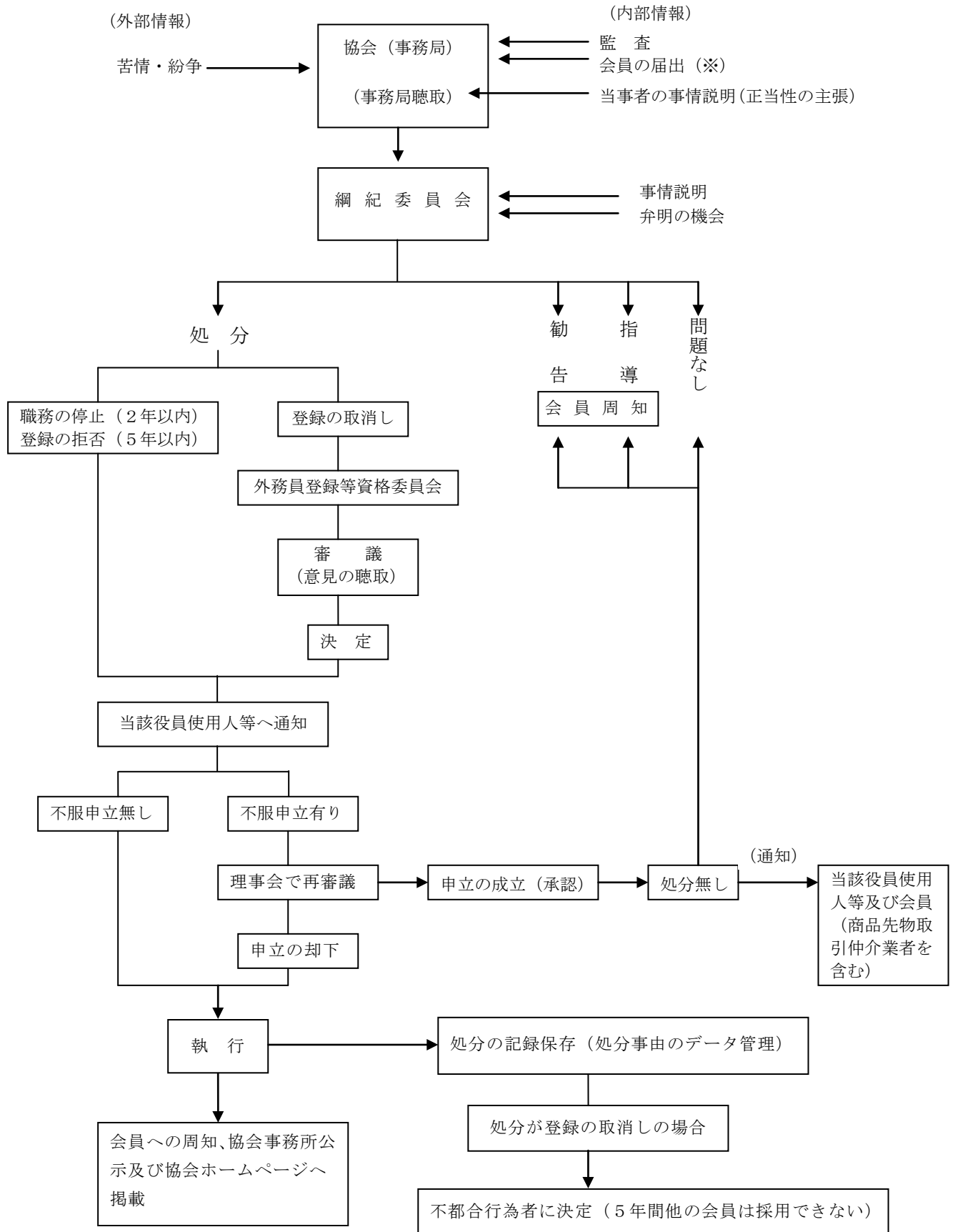
会員周知、協会事務所での公示(ホームページにも掲載) (第11条)

【その他】

- (1) 「なすべき行為」「してはならない行為」は、商品先物取引業務に係るものを取り扱う。⇒ 第1条
- (2) 制裁の具体的な量刑について、違反等行為が故意かそうでないかによりガイドラインを設定。⇒ 「制裁規程に関する細則」第5条
- (3) 自らの成した行為の違法性がグレーである場合、その会員が正当性を立証できなければ制裁の対象とする。⇒ 第5条後段

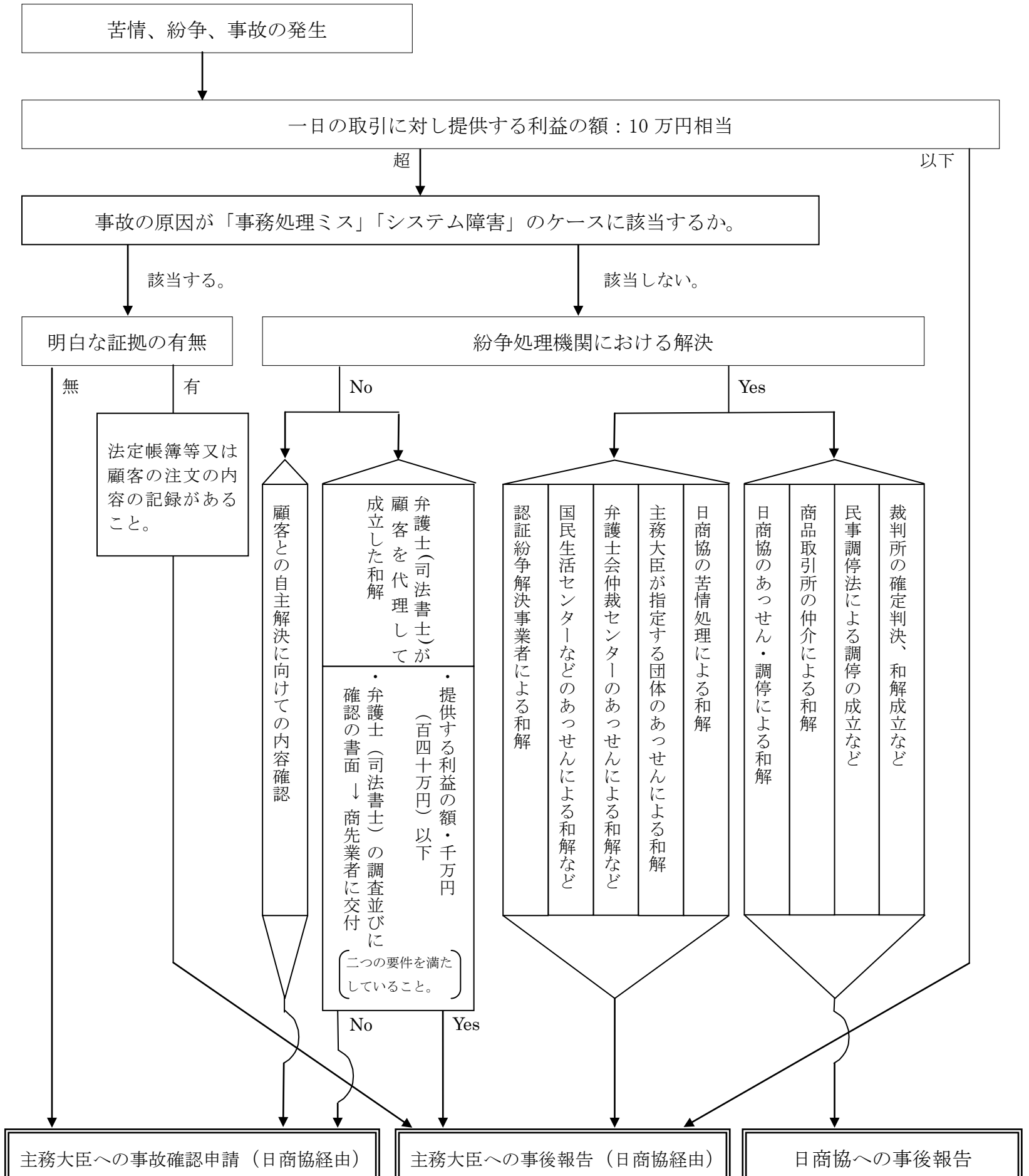
9. 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則の手続き等関係図

※商品先物取引仲介業者の役員使用人等の場合には、会員である所属商品先物取引業者が届出る。

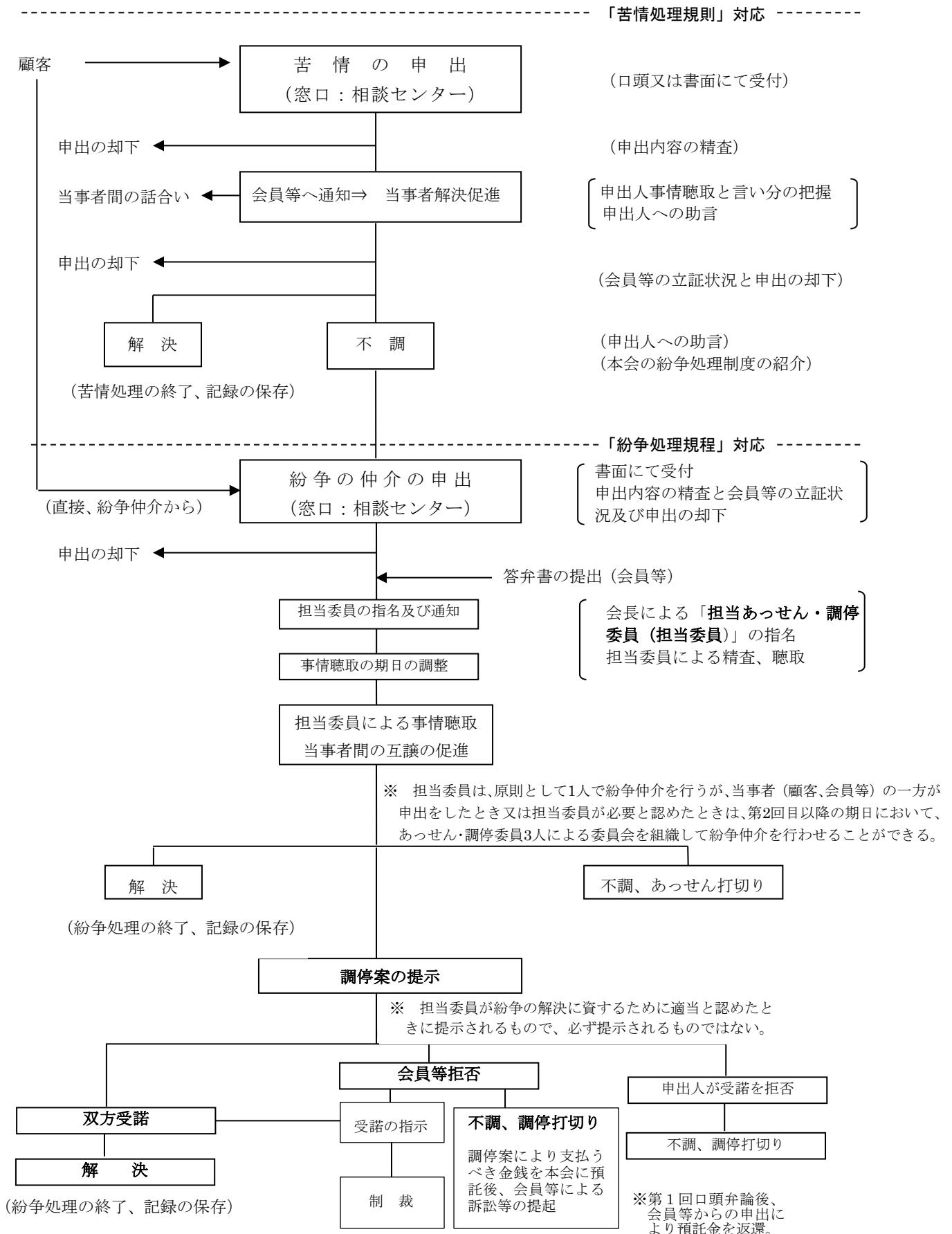


10. 商品取引事故の処理方法（分類）について

商品取引事故の処理において、確認申請を行う必要があるのか、あるいは、事後報告を行うのか等については、以下のフローチャートのように分類される。

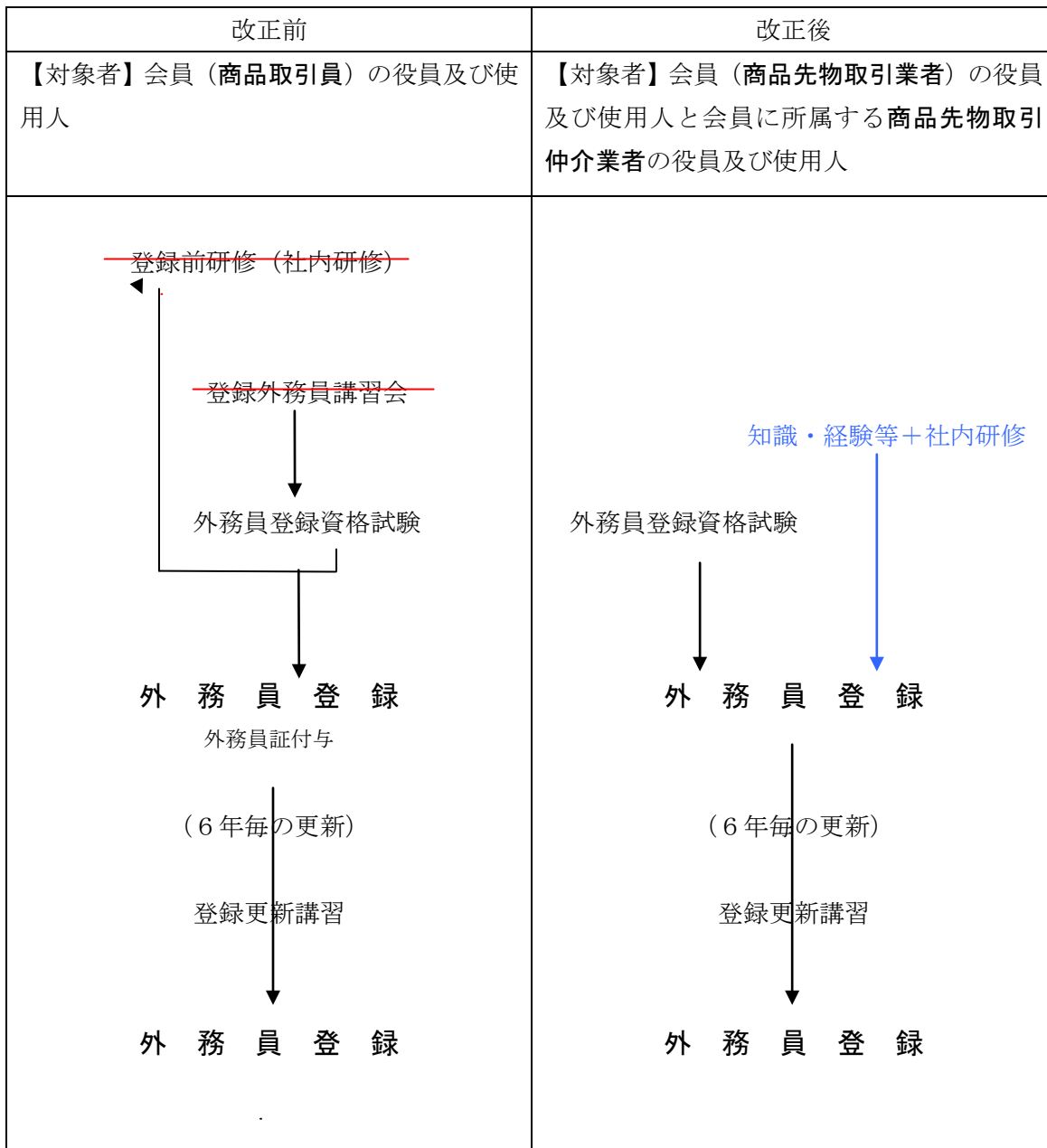


11. 苦情・紛争仲介の手続き等関係図

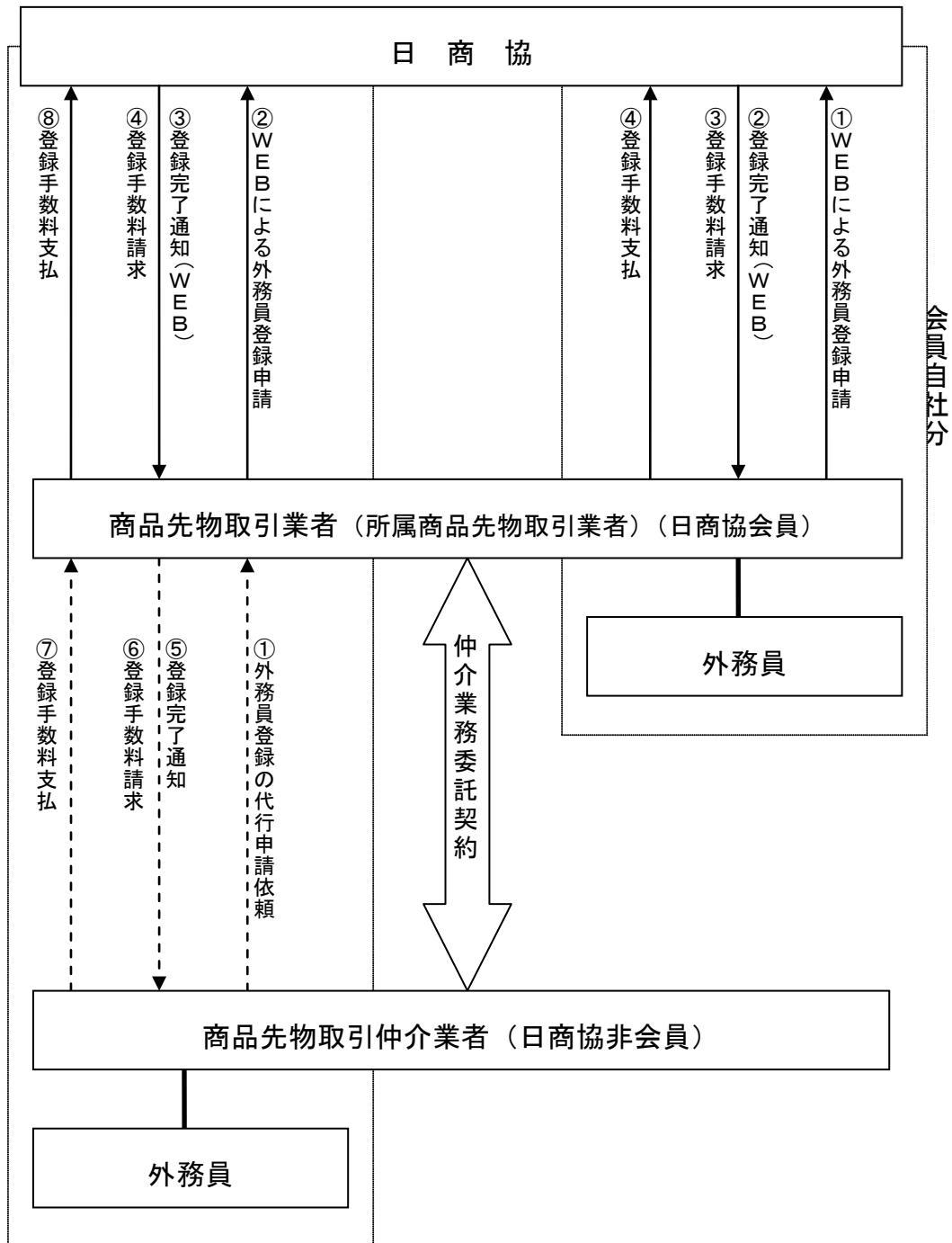


12. 外務員登録業務関係構図

(1) 法改正（H23.1.1）に伴う外務員の登録までのチャート



(2) 商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者に係る外務員登録申請の流れ



13. 平成 26 年度事業計画について

I 平成 26 年度事業推進の基本方針

平成 26 年度は、本会が平成 11 年 4 月に自主規制に特化して活動を開始してから 15 年目を迎えることとなる。この間、平成 23 年 1 月に商品先物取引法が完全施行され、銀行、証券等の金融商品取引業者が商品先物取引業者の許可を受けて会員になるなどの変化にも対応しながら、商品先物取引業界の社会的信頼の向上のために様々な施策に取り組んできた。その結果、会員のコンプライアンス水準は着実に向上し、近年、苦情等の件数は低い水準となっている。

商品先物取引業界の経営環境をみれば引き続き厳しい状況下にあるものの、自主規制機関に求められる社会的役割は不変であることから、平成 26 年度も本会は①商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定を事業推進の基本方針とし、これに沿って各事業に取り組む。

特に、平成 25 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づく規制環境の変化に注視し、的確に対応することとし、平成 24 年 9 月から取り組んできた「コンプライアンス体制確立プログラム」を会員と一体となって着実に実行すること等によって社会的信頼の一層の向上を図る。

II 平成 26 年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

- (1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した自主規制ルールの整備
 - ② 商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえた自主規制ルールの整備
- (2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた指導
 - ② 「コンプライアンス体制確立プログラム」に基づく確認監査の結果を踏まえ、商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の確立に向けた指導
 - ③ 苦情及び紛争の多い会員に対する改善指導
 - ④ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施
 - ② 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査、指導
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ ADR 促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録等の的確な運営、実施

- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験問題の見直し
 - ② 受験のためのシラバスの作成
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
 - ② 外務員等の教育教材の制作
 - ③ 内部管理責任者制度の創設の検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ マスコミ報道機関等への情報提供
- (4) 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引業協会との連絡、調整

以 上

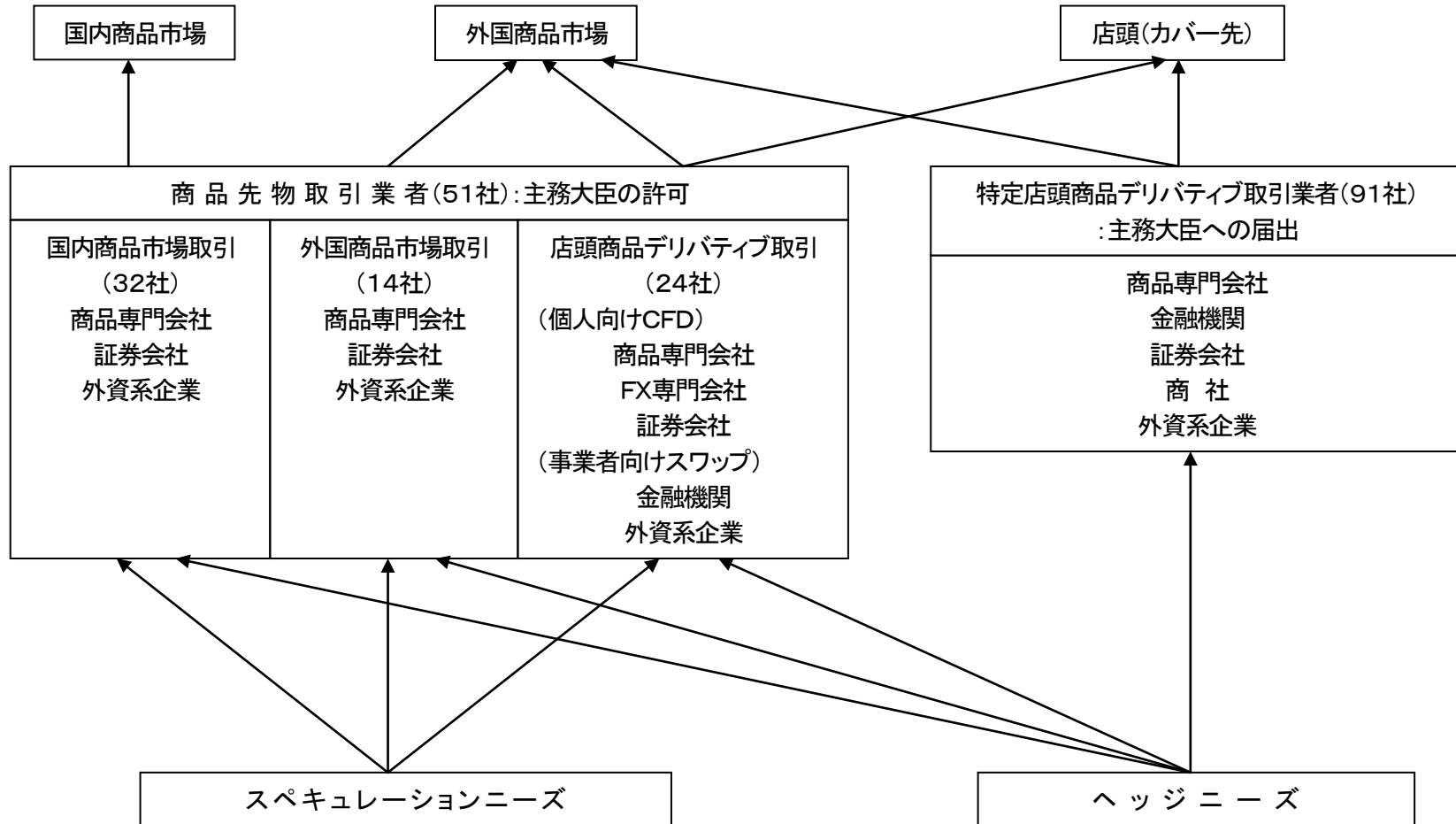
14. 平成26年度 収 支 予 算 書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:千円)

科 目	H26年度 予算額	H25年度 変更予算額	増 減
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入			
特定資産利息収入	0	19	△ 19
②入会金収入			
入会金収入	0	2,000	△ 2,000
③会費収入			
定額会費	150,000	152,268	△ 2,268
比例会費	140,000	139,897	103
④事業収入			
紛争仲介手数料収入			
紛争仲介申出手数料収入	260	250	10
紛争仲介期日手数料収入	1,420	1,465	△ 45
受講・受験料収入			
資格試験受験料	3,000	1,840	1,160
更新講習受講料	1,500	3,072	△ 1,572
テキスト代	700	943	△ 243
登録料収入			
新規登録料	1,200	2,809	△ 1,609
更新登録料	100	192	△ 92
⑤雑収入			
雑収入			
その他雑収入	30	66	△ 36
事業活動収入計 (a)	298,210	304,821	△ 6,611
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
自主規制業務費支出			
制度改革関連研修会開催費	1,512	1,351	161
監査・経理関係費	4,032	3,007	1,025
規律委員会運営費	248	122	126
綱紀委員会運営費	404	141	263
ホームページ掲載費	1,599	1,281	318
自主規制委員会運営費	1,239	747	492
事故確認システム電算費	4,153	2,449	1,704
紛争・処理等業務費支出			
あっせん調停委員会運営費	4,489	4,822	△ 333
消費者相談機関等連絡協議費	95	95	0
試験・登録事業費支出			
外務員登録等資格委員会運営費	456	388	68
資格試験開催費	3,889	3,658	231
外務員登録業務運営費	3,685	2,348	1,337
登録更新講習開催費	3,710	3,645	65
会員セミナー等開催費	5,916	1,000	4,916
内部管理者制度検討費	1,188	0	1,188
テキスト作成費	4,583	6,166	△ 1,583
広報実施費支出			
インターネット広報費	5,444	4,466	978
制度関連広報費	2,430	0	2,430
役員報酬支出			
役員報酬 (自主規制)	5,955	4,920	1,035
役員報酬 (相談センター)	5,955	4,920	1,035
役員報酬 (研修登録)	5,955	4,920	1,035
職員給与支出			
給与費等 (自主規制)	81,649	73,646	8,003
給与費等 (相談センター)	19,752	18,628	1,124
給与費等 (研修登録)	36,225	33,019	3,206
法定福利費 (自主規制)	10,784	10,502	282
法定福利費 (相談センター)	2,651	2,579	72
法定福利費 (研修登録)	4,759	4,648	111

科 目	H26年度 予算額	H25年度 変更予算額	増 減
退職給付支出			
退職給付支出（自主規制）	0	0	0
退職給付支出（相談センター）	0	0	0
退職給付支出（研修登録）	0	0	0
事務所賃料支出			
事務所賃料（自主規制）	3,757	3,652	105
事務所賃料（相談センター）	3,757	3,652	105
事務所賃料（研修登録）	3,757	3,652	105
その他業務管理費支出			
業務処理費（自主規制）	4,084	3,069	1,015
業務処理費（相談センター）	4,084	2,615	1,469
業務処理費（研修登録）	3,565	2,173	1,392
事業費支出計（b）	245,761	212,281	33,480
②管理費支出			
総会・委員会支出			
旅費交通費	2,888	2,117	771
会議費	2,020	881	1,139
役員報酬支出			
役員報酬	6,040	5,262	778
職員給与支出			
給与費等	27,575	25,516	2,059
法定福利費	5,162	4,988	174
退職給付支出	0	0	0
事務所賃料支出			
事務所賃料	11,269	10,956	313
その他業務管理費支出			
旅費交通費	855	259	596
通信費	1,296	1,038	258
消耗品費	1,296	569	727
借料及損料	6,794	4,643	2,151
図書印刷費	3,024	3,467	△ 443
諸費	5,440	2,483	2,957
水道光熱費	1,296	641	655
管理費支出計（c）	74,955	62,820	12,135
事業活動支出計（d）=（b）+（c）	320,716	275,101	45,615
事業活動収支差額（e）=（a）-（d）	△ 22,506	29,720	△ 52,226
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入（f）	0	0	0
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	27,207	26,101	1,106
システム更新等準備積立資産取得支出	0	20,000	△ 20,000
投資活動支出計（g）	27,207	46,101	△ 18,894
投資活動収支差額（h）=（f）-（g）	△ 27,207	△ 46,101	18,894
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計（i）	0	0	0
2. 財務活動支出			
リース債務支出	778	659	119
財務活動支出計（j）	778	659	119
財務活動収支差額（k）=（i）-（j）	△ 778	△ 659	△ 119
IV. 予備費支出（i）	5,000	0	5,000
当期収支差額（A）=（e）+（h）+（k）-（i）	△ 55,491	△ 17,040	△ 38,451
前期繰越収支差額（B）	55,491	72,531	△ 17,040
次期繰越収支差額（C）=（A）+（B）	0	55,491	△ 55,491

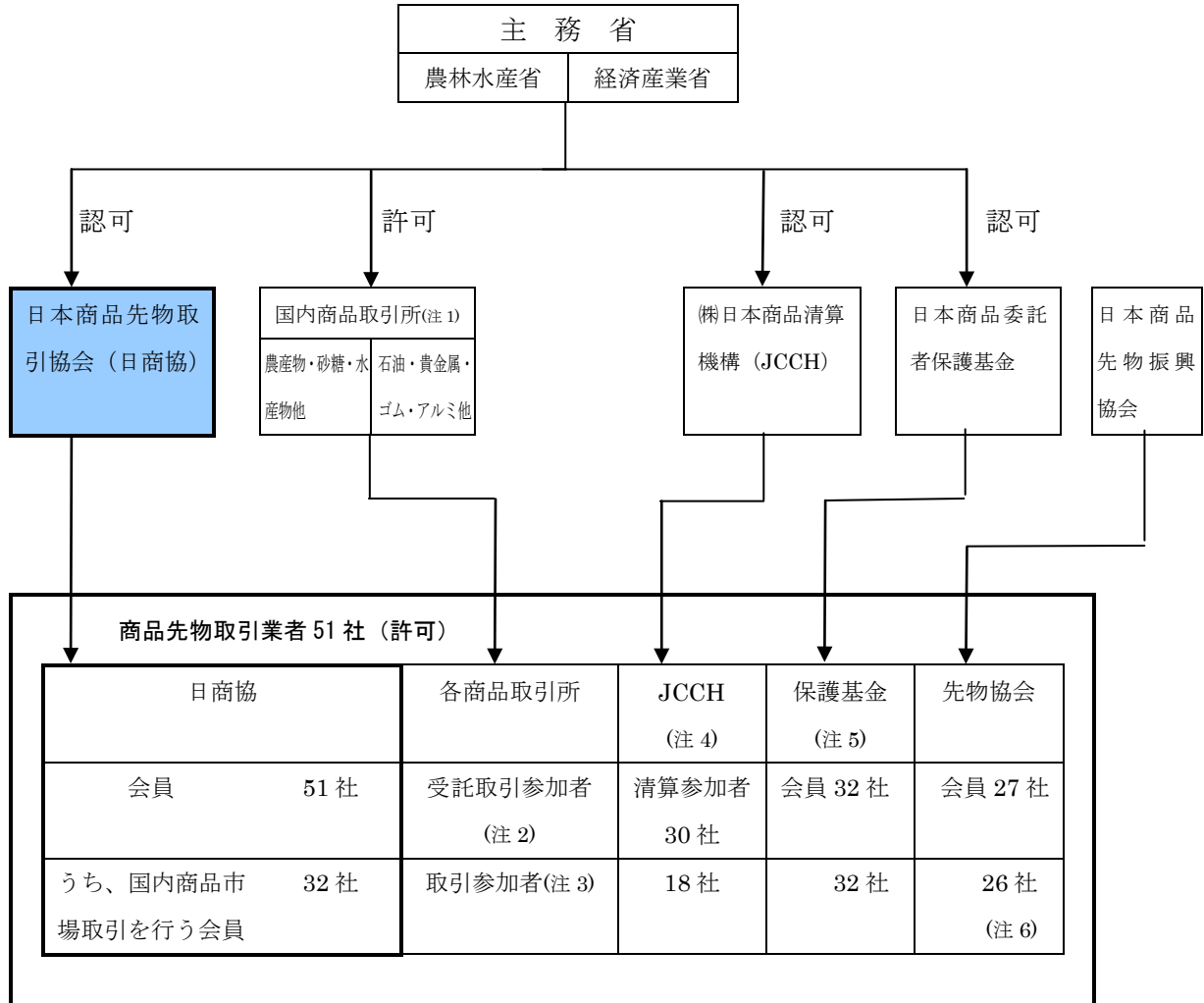
商品デリバティブ業界の構図



注) 業者数は、2014年7月4日現在である。
このほか商品先物取引仲介業者(主務大臣の登録)が3社ある。

国内商品市場に係る業界構図

(H26. 7. 4 現在)



(注 1) 国内には①(株)東京商品取引所、②大阪堂島商品取引所の計 2 所を設置。

(注 2) 東京商品取引所 18 社、大阪堂島商品取引所 11 社。なお、会員組織である大阪堂島商品取引所では受託会員という。

(注 3) 上場商品構成物品等の生産・流通等を業とし、自己売買のみを行う。なお、会員組織である大阪堂島商品取引所では一般会員という。

(注 4) 清算参加者は商品先物取引業者と当業者等からなっている。下段は商先業者の数である。

(注 5) 国内商品市場を行うすべての商品先物取引業者が加入している。

(注 6) 会員中 1 社が店頭商品デリバティブ取引のみを取り扱っている。会員 27 社以外に商先業者ではない 2 社が準会員として加入している。